

○富山県警察音楽隊運営要綱

(昭和50年6月10日)

(富総第134号)

(目的)

第1 この要綱は、富山県警察音楽隊に関する訓令（昭和36年富山県警察本部訓令第17号）第8条の規定に基づき、富山県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(隊長等の責務)

第2 隊長及び副隊長の責務は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める任務を行うものとする。

(1) 隊長

- ア 音楽隊の統制、管理及び運用
- イ 隊員の指揮監督

(2) 副隊長

- ア 音楽隊の運用に関する企画調整
- イ 隊員の指揮監督及び指導教養
- ウ 音楽隊に属する楽器等の維持管理
- エ その他、隊長の指示する事項

2 楽長は、隊長及び副隊長の命を受け、次の各号に定める任務を行うものとする。

- (1) 隊員の音楽技術の指導及び訓練
- (2) 演奏、演技の構成及び演奏の指揮
- (3) 楽譜の管理
- (4) その他隊長及び副隊長の指示する事項

3 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときは、楽長の職務を代行するものとする。

(訓練計画等)

第3 訓練の区分は、通常訓練、特別訓練及び教養訓練とし、訓練計画は隊長において策定するものとする。

2 通常訓練は、原則として毎週木曜日とし、1日7時間以内の訓練日程により実施するものとする。

3 特別訓練及び教養訓練は必要に応じ実施するものとする。

(派遣演奏)

第4 音楽隊の派遣演奏は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 警察の主催する行事
- (2) 警察広報を目的とする諸行事

(3) 警察職員の士気高揚及び情操のかん養につながる行事

(4) 公共団体等の主催する行事で県民と警察との融和に効果があると認められる行事
(派遣要請)

第5 音楽隊の派遣を要請しようとするときは、警察音楽隊派遣申請書(別記様式)により隊長を経て、警察本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(音楽隊の庶務)

第6 音楽隊の庶務は総務課において行うものとする。

別記様式

平成 年 月 日

富山県警察本部長 殿

所属長名

氏名

職印

警察音楽隊派遣申請書

次により警察音楽隊の派遣を申請いたします。

派遣日時			
派遣場所			
行事の概要と その目的			
演奏種別	演奏、パレード	希望曲目	
主催者（団体等）の 住所、氏名			
連絡責任者、住所、 氏名、連絡方法			
参集人員対象			
その他参考事項 （雨天の場合の措置）			